

「昇降機定期検査業務基準書 2025 年版」正誤

令和 7 年 7 月 3 日

章	頁	訂正箇所	誤	正
3	162	3(5)床合わせ補正装置及び着床装置 (ケイ線を削除)	<p>(5)床合わせ補正装置及び着床装置 (戸開き状態において作動する再床合わせ装置: <input type="checkbox"/>有・<input checked="" type="checkbox"/>無)</p>	<p>0</p>
3	164	1(3)ブレーキ/制動力 /ロ	ロ. かごが無積載において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認	ロ. かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認
3	167	2(17)主索又は鎖/ 主索 (選択欄を追加)	<p>素線切れ 最も摩損した主索の番号 () 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下</p> <p>錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (<input type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし)</p> <p>谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()</p>	<p>素線切れ 最も摩損した主索の番号 () 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 <input type="checkbox"/>70%超・<input type="checkbox"/>70%以下</p> <p>錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (<input type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし)</p> <p>谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()</p>
3	187	2(10)地震時管制運転 措置/加速度を検知する 部分の取付けの状況 (「関係法令等」欄)	<ul style="list-style-type: none"> 平 20 建告第 1536 号第 2 第一号、第二号 金 129 条の 10 第 4 項 	<ul style="list-style-type: none"> 平 20 国告第 1536 号第 2 第一号、第二号 金第 129 条の 10 第 4 項
3	187	2(10)地震時管制運転 措置/作動の状況 (「関係法令等」欄)	<ul style="list-style-type: none"> 平 20 建告第 1536 号第 2 第三号 (かごの定格速度が 240m 以上の乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあつては、平 12 建告第 1413 号第 1 第五号) 	<ul style="list-style-type: none"> 平 20 国告第 1536 号第 2 第三号 (かごの定格速度が 240m 以上の乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあつては、平 12 建告第 1413 号第 1 第五号)
3	187	2(10)地震時管制運転 措置/予備電源の作動 の状況 (「関係法令等」欄)	<ul style="list-style-type: none"> 平 20 建告第 1536 号第 2 第四号 	<ul style="list-style-type: none"> 平 20 国告第 1536 号第 2 第四号
3	202	3(6)階段鎖、ベルト又は 階段相互のすき間/ 階段相互のすき間 (「関係法令等」欄)	<ul style="list-style-type: none"> 平 12 建告第 1417 号第 1 第二号【平 12 建告第 1413 号第 2 第三号ハ】 	<ul style="list-style-type: none"> 平 12 建告第 1417 号第 1 第二号【平 12 建告第 1413 号第 2 第三号ハ】
4	210	(11)目視等により確認 し又は測定する	目視等で容易に判断できる場合は目視で判定し、目視で判断できない場合に測定するものです。	目視等で容易に判断できる場合は目視等で判定し、目視等で判断できない場合に測定するものです。
4	217	1(14)巻上機/ブレーキ/ 保持力の状況 (「既存不適格」欄)	なし	あり
4	236	1(4)救助装置/制動装置 等の開放の状況 (表の下)	○検査対象	○検査対象
4	248	「別記(注意)」の内容/ ⑩ (上から 13 行目)	～右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし～	～右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし～
4	278	判定基準の解説/3) (上から 16 行目)	3)地震管制運転装置が作動した状態で～	3)地震時等管制運転装置が作動した状態で～

章	頁	訂正箇所	誤	正																		
4	304	4(11)施錠装置/ロック機構の状況 (表中の一部を修正)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>昇降路救出口</th> <th>エレベーター用点検口</th> <th>煙感知器点検口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 令第129条の7 第一号</td> <td>○ 令第129条の7 第一号</td> <td>○ 令第129条の7 第一号</td> </tr> <tr> <td>× 関係法令 なし</td> <td>× 関係法令 なし</td> <td>× 関係法令 なし</td> </tr> </tbody> </table>	昇降路救出口	エレベーター用点検口	煙感知器点検口	○ 令第129条の7 第一号	○ 令第129条の7 第一号	○ 令第129条の7 第一号	× 関係法令 なし	× 関係法令 なし	× 関係法令 なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>昇降路救出口</th> <th>エレベーター用点検口</th> <th>煙感知器点検口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 令第129条の7 第一号</td> <td>○ 令第129条の7 第一号</td> <td>○ 令第129条の7 第一号</td> </tr> <tr> <td>△ 関係法令 なし</td> <td>△ 関係法令 なし</td> <td>△ 関係法令 なし</td> </tr> </tbody> </table>	昇降路救出口	エレベーター用点検口	煙感知器点検口	○ 令第129条の7 第一号	○ 令第129条の7 第一号	○ 令第129条の7 第一号	△ 関係法令 なし	△ 関係法令 なし	△ 関係法令 なし
昇降路救出口	エレベーター用点検口	煙感知器点検口																				
○ 令第129条の7 第一号	○ 令第129条の7 第一号	○ 令第129条の7 第一号																				
× 関係法令 なし	× 関係法令 なし	× 関係法令 なし																				
昇降路救出口	エレベーター用点検口	煙感知器点検口																				
○ 令第129条の7 第一号	○ 令第129条の7 第一号	○ 令第129条の7 第一号																				
△ 関係法令 なし	△ 関係法令 なし	△ 関係法令 なし																				
4	427	6(3)下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ/設置及び作動の状況 (表の下の「検査対象の解説」を削除)	<p>○検査対象の解説</p> <p>油圧エレベーターはかごがプランジャーに直接支えられているので、かごが昇降路底部に衝突するおそれがないことから、最下階のファイナルリミットスイッチを設けていないものもあります。</p>	(削除)																		
4	555	5(1)交差部固定保護板/取付けの状況 (表の下の「検査対象の解説」)	<p>ハンドレールの外縁から50cm以下の範囲に、平12建告第1417号による交差部がある場合は対象となります。「ハンドレールの外縁から50cm以下の範囲に、平12建告第1417号による交差部がある場合は、運転方向にかかわらず対象となります。」</p>	<p>ハンドレールの外縁から50cm以下の範囲に、平12建告第1417号による交差部がある場合は、運転方向にかかわらず対象となります。</p>																		
4	559	○判定基準の解説 (上から12行目)	(図 10-1 参照)	(図 10 参照)																		
4	564	図11 (右側の図)	<p>図11 ハンドレールと誘導柵とのすき間(d)</p>	<p>図11 ハンドレールと誘導柵とのすき間(d)</p>																		
巻末	656	特定行政庁一覧 (木更津市の後に左記の市を追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・流山市 まちづくり推進部建築住宅課 270-0192 流山市平和台1-1-1 04-7150-6088 ・成田市 土木部建築住宅課 286-8585 成田市花崎町760 0476-20-1564 																			
	657	特定行政庁一覧 (横浜市の電話番号)	045-671-2933	045-671-4538																		
	658	特定行政庁一覧 (野々市市の後に左記の市を追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀市 建設部建築課 922-0811 加賀市大聖寺南町三41 0761-72-7935 																			

以上